



餅つき体験実習

甲良養護学校高等部1年生の生徒25名が正楽寺公民館にてもちつき体験をしました。

春の田植え・秋の稲刈り・冬の餅つきという一連の流れを経験することで、米作りを学ぶことができました。



2 町職員の給与と人事の運営状況

10 児童扶養手当のご案内

12 保存版 甲良町乳幼児健診カレンダー

18 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

19 交通ルール・マナーを守りましょう

22 し尿収集カレンダー

お知らせ 町職員の給与と人事の運営状況をお知らせします

地方公務員法 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。
これは、町民皆さんに町職員給与などの実態を広く知っていただき、より一層のご理解が得られるよう行うものです。

給与の決まり方

一般職員の給与は国家公務員および近隣町とのバランスを考えたうえで、議会の審議を経て決まります。
特別職の報酬は、皆さんの中から選任された特別職報酬審議会の意見を聴いて、議会で議決されます。

職員数の管理について

事務の見直し、組織・機構の簡素化合理化などにより職員数を必要最小限に抑え、多様化する要望に対応していけるように適正な配置を心がけています。公表額は、税金や保険料などを差し引く前の額でいわゆる「手取り額」ではありません。

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（平成 22 年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 B/A
22 年度	7,786人	3,800,310 千円	115,464千円	832,605千円	21.9%

(2) 職員給与費の状況（平成 22 年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22 年度	98人	385,956千円	49,055千円	139,460千円	574,471千円	5,862千円

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当などが含まれます
○給与費には、町長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

(3) ラスパイレス指数の状況

年 度	ラスパイレス指数		※ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職の給与水準を100とした場合のものです。
	一般職	技能労務職	
H 2 3 . 4 . 1 現在	94.7%	99.2%	
H 2 2 . 4 . 1 現在	94.4%	101.5%	
H 2 1 . 4 . 1 現在	93.3%	102.3%	

2 一般職の給料初任給等の状況（平成 23 年 4 月 1 日 現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46.1歳	339,000円	386,700円	技能労務職	56.3歳	295,700円	313,300円

※給与＝給料＋時間外手当＋通勤手当＋扶養手当＋管理職手当

(2) 職員の初任給の状況

区 分	学 歴	甲 良 町		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高 校 卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

	学 歴	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
一 般 行 政 職	大 学 卒	270,900円	309,300円	360,900円	375,600円	405,600円
	高 校 卒	226,100円	281,700円	309,000円	357,100円	395,200円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	285,300円	263,700円	305,700円
	中 学 卒	—	—	—	—	298,300円

○経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

3 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（22 年度支給割合）

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月	0.70月分
12月期	1.35月	0.65月分
計	2.60月	1.35月分

①1人当たり平均支給額
22年度 期末手当 933千円
勤勉手当 488千円
②職制上の段階、職務の等級による加算措置あり

(2) 退職手当

	自己都合	定 年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額（H22年度実績）11,511千円		

○退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給
○退職手当1人当たり平均支給額は前年度に退職した職員に支給した平均額である

(3) 時間外勤務手当

	総支給額	16,113千円
平成22年度	支給対象職員一人当たり平均支給月額	27,000円

(4) 住宅手当

借家・借間（最高限度額）	月額 27,000円
持ち家（新築・購入から5年）	廃 止
H22年度の支給実績 1,485千円	
支給職員1人当たり平均支給月額	26,100円
支給職員割合	3.6%

(6) 通勤手当

自動車などの交通用具使用者			
2km以上5km未満	月額 2,000円	5km 以上10km未満	月額 4,100円
10km以上15km未満	月額 6,500円	15km以上20km未満	月額 8,900円
20km以上25km未満	月額 11,300円	25km以上30km未満	月額 13,700円
30km以上35km未満	月額 16,100円	35km以上40km未満	月額 18,500円
40km以上45km未満	月額 20,900円	45km以上50km未満	月額 21,800円
50km以上55km未満	月額 22,700円	55km以上60km未満	月額 23,600円
60km以上	月額 24,500円		

交通機関利用者	
1月当たりの運賃が55,000円以下	全額支給
1月当たりの運賃が55,000円を超える	55,000円×支給単月

H22年度の支給実績	
支給職員1人当たり平均支給月額	4,000円
支給職員の割合	70.3%

(7) 管理職手当

支給職員割合	38.7%
支給職員1人当たり平均支給月額	43,000円

○管理職手当は、定められた職階により支給

(8) その他の手当

宿日直手当 1回 4,200円支給

4 特別職の報酬等の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
町 長	660,000円	(22年度支給割合) 6月期 1.45月 12月期 1.50月 計 2.95月
副 町 長	558,000円	
教 育 長	530,000円	
議 長	280,000円	
副 議 長	200,000円	
議 員	177,000円	

退職手当支給率	
町 長	43%
副 町 長	26%
教 育 長	20%

※退職手当支給額＝報酬月額×支給率×在職月数

5 一般行政職の級別職員数等の状況（平成23年4月1日現在）

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主任	主査	課長補佐	課長主監	
職員数	2人	5人	16人	10人	9人	20人	62人
構成比	3.2%	8.1%	25.8%	16.1%	14.5%	32.3%	100%

○職員給与に関する条例にもとづく行政職給料表の級区分による職員数です。

6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況（H23.4.1現在）

(1) 部門別職員数の状況

部門		H22	H23	増減
一般行政部門	議会	2	2	
	総務企画	23	22	△1
	税務	5	4	△1
	民生	35	32	△3
	衛生	7	7	
	労働	0	0	
	農林水産	5	6	1
	商工	1	1	
	土木	3	4	1
小計	81	78	△3	
特別行政部門	教育	20	22	2
	小計	20	22	2
普通会計計		101	100	△1
公営企業等 会計部門	水道	3	2	△1
	下水道	3	3	
	その他	7	7	
	小計	13	12	△1
合計		114	112	△2

(2) 職員の採用・退職者数

		町職員全体
採用	平成22年4月2日～平成23年3月31日	0
	平成23年4月1日	3
	合計	3
退職	平成22年4月2日～平成23年3月30日	2
	平成23年3月31日	3
	合計	5

(3) 異動および昇任

	課長級	課長補佐級	主査	主任	一般職員級	合計
異動者数	7	6	3	4	10	30
昇格者数	6	5	1	7	2	21

7 職員の勤務時間など勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（23年度）

1週間の勤務時間	38時間45分		
1日の勤務時間	7時間45分		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	—	8:30	17:15
休憩	60分	12:00	13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成22年度）

総付与日数	2,269日
総取得日数	650日
対象職員数	59人
平均取得日数	11.0日
取得率	29.0%

○「対象職員」とは、平成22年1月1日～12月31日までの全期間を在職した一般行政職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

(3) 育児休業の取得状況（平成22年度）

男性	女性	計
0人	0人	0人

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成22年度）

勤務実績がよくない場合	心身に故障のため職務執行に支障がある場合		職に必要な確性を欠く場合		廃職または禍因を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0

休職処分の状況

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
0	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況（平成22年度）

免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成22年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求 該当事案なし (2) 不服申立て 0件

10 人材育成に関する状況（平成22年度）

(1) 主な研修の実績等

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
児童虐待の防止について	児童福祉法の理念を理解し、職員・組織として行動に活かす。	142人
住民共同研修(自己啓発)	町民人権問題学習講座、人権尊重と部落解放をめざす町民の集い	434人

(イ) 外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
一般研修	各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行の意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力、マネジメント能力ならびに政策形成能力の育成	10人
実務研修	実務に携わる担当者対象に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、その職務遂行能力を高める	5人
専門研修	技術職員として必要な専門知識の習得、技術の習得を図り、職務遂行能力の向上を計る	17人

11 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成22年度）

名称	対象者	受診者件数	受診率
定期健康診断	全職員	100人	90.1%
特定健康診査	年齢・性別等により定める職員等	84人	89.4%

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。

事業は、財団法人市町村職員互助会、甲良町役場公友会等に委託しています。財団法人市町村職員互助会および甲良町役場公友会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

(H22年度)	甲良町公友会	財市町村職員互助会
人数	会員 143人	加入 108人
年間町負担補助率	1人 5,000円	本棒×4/1000
年間町負担補助額	715,000円	1,734,789円
会員掛金率	本棒×1/100+1,500円	本棒×4/1000
会員掛金額	7,541,510円	1,734,236円
1人あたり掛金額	52,738円	16,058円

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数

(平成22年度)			
	公務災害	通勤災害	計
発生件数	2件	0件	2件



誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



えんじょう あやと
圓城 彩斗ちゃん
3月1日生(尼子)



まつい みかこ
松居 実華子ちゃん
3月2日生(在士)



やまくち こはる
山口 心陽ちゃん
3月4日生(池寺)



にしかわ ゆうせい
西川 侑成ちゃん
3月13日生(長寺)



やまもと けいし
山本 慶蒔ちゃん
3月23日生(法養寺)



やまもと こうき
山本 皇輝ちゃん
3月23日生(法養寺)

平成24年5月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H23年5月生のお子さん)の方は、3月23日(金)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合せ先 企画監理課 ☎38-5061 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314

お知らせ

エコファーマーの個別説明会の開催について

平成19年度に認定された方につきましては平成23年度末に期限がまいります。

平成24年度環境保全型農業直接支払交付金制度にも関連しますので再認定の方、新規に取得予定の方を対象に個別説明会を開催しますのでお知らせします。

- 開催日 平成24年3月9日(金)
- 会場 甲良町公民館 会議室
- 時間 9:30~16:30 (時間の都合が付く時間にお越し下さい)
- 持ち物 エコファーマー更新の書類が届いている方は書類一式

※エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」(持続農業法)に基づいて、化学肥料や農薬の使用を減らした農家で、知事が認定した農家のことをいいます。

【問合せ】 甲良町役場 産業課 ☎38-5069 湖東農業農村振興事務所農産普及課 ☎27-2214

図書館

図書館に行こう♪

3月、卒業の季節。
あなたも何かを卒業して、
新しい生活を始めてみませんか!

メタボ・生活習慣病からの卒業! 「書くのは苦手…」から卒業!



『八木式水中ウォーキング
プールでやせる!』
八木香 / 著 土屋書店



『すっきり! わかりやすい!
文章が書ける』
高橋俊一 / 著 すばる舎

喫煙習慣から卒業!



『禁煙ごはん』
阿部真弓 / 著 実業之日本社

離乳食を卒業したら!



『2歳からのおやつBOOK』
牧野直子 / 著 NHK出版

捨てられない自分を卒業!



『お洋服スッキリ収納BOOK』
小野千賀子 / 著 成美堂出版

「3日坊主」からの卒業!



『今度こそ絶対! 続けるコツ』
志賀内泰弘 / 著 明日香出版社

3月の催し物

* 図書館の行事は全て無料です。

- 10日(土) 11:00~11:30 おはなし会
14:00~15:50 人形劇&紙コップ人形づくり
※紙コップ人形作りは申し込みが必要です。
- 16日(金) 11:00~11:30 ぴよぴよよこのおはなし会
0.1.2歳の赤ちゃんを対象にしたおはなし会

- 17日(土) 10:30~12:00 パパ、絵本を読んで!
ファザーリング・ジャパン関西のイクメンメンバーによる絵本の読み聞かせと座談会。
- 24日(土) 14:00~15:40 子どもえいが会『塔の上のラプンツェル』
- 25日(日) 14:00~15:50 名作映画会『花のあと』

☆☆お知らせ☆☆

金屋手芸部作品展
3/3(土)~30(日)



◎4月より貸出し冊数が7冊から10冊に変更になります! たくさん借りて下さいね。

子育て支援センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

ボランティアの皆さん、ご協力ありがとうございました。



子育て支援センターでは、今年度も地域のボランティアの皆さんにご協力をいただき、親子ふれあい教室や食育教室をはじめとする、さまざまな事業を行ってきました。おかげさまで、楽しく安心して事業を実施することができました。ご協力、本当にありがとうございました。



ほかほかタイム

日時 3月16日(金)
10時40分～11時00分
場所 子育て支援センター
内容 ふれあいあそび
対象 保育センターに入園していないお子さんと保護者(または、保護者に代わる方)

3月の相談予定日

●子育て相談日
3月9日(金)・16日(金) 9:00～16:00
●教育相談は、随時受け付けています。
※ご相談内容は秘密を厳守しますので、ご安心ください。電話でも、直接来てくださっても、かまいません。

3月の親子ふれあい教室

- ☆こあらくらぶ 子育て支援センター
6日(火) 10:00～11:30
- ☆かんがるーくらぶ 子育て支援センター
12日(月) 10:00～11:30
- ☆すくすくひろば・にこにこひろば合同
長寺地域総合センター
9日(金) 10:00～11:45
- ☆のびのびひろば・わいわいひろば合同
長寺地域総合センター
14日(水) 10:00～11:45

3月のサークルひろば

- ひまわりサークル 2日(金) 10:00～11:30
- ママサークル 14日(水) 10:00～11:30

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

湖東定住自立圏

湖東定住自立圏の具体的な取り組み

(甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町との広域連携)

湖東圏域市町でコンピュータシステムの共同利用や共同開発等の取り組みを進めています。湖東圏域では、現在、各市町において同様の事務処理等を行うもののそれぞれ個別に運用しているコンピュータシステムについて今後開発予定のコンピュータシステムも含め、経費の削減、事務の効率化等の観点から、共同利用についてや共同開発について取り組んでいます。

●今年度の取り組み

コンピュータシステムの共同利用や共同開発等に係る取り組みとして、各市町で運用するコンピュータシステムのうち共同運用可能な業務および効率化が図れる業務等の検討を行った結果、災害情報等のメール配信システム(愛荘町については既存システム更新時から)と共通事務支援システム(グループウェアシステム)を共同利用することとしました。

●今後の取り組み

今後は、上記で決定したシステムについて、調達方法や運用方法等、具体的な検討を行っていきます。また、その他共同運用可能となる他システムについても引き続き検討を進めてまいります。

【問合先】 情報政策課 ☎ 30-6104 Fax 22-1398

環境

～琵琶湖について改めて考えてみましょう!～ 《りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止について(滋賀県内)》



今から30年ほど前、琵琶湖では大規模な赤潮が発生する等の水質悪化が問題になりました。赤潮の原因の一つは、当時の合成洗剤に含まれていた「りん」という物質であったため、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)では、「りんを含む家庭用合成洗剤」の使用・販売の禁止等を定めています。

しかし、昨今、「りんを含む家庭用合成洗剤」が、インターネット等で販売されているのが見受けられます。本県は、平成23年(2011年)に「びわ湖の日30周年」という節目の年を迎え、今後もびわ湖を保全する各種事業を展開していきたいと考えております。これは、昭和55年(1980年)7月1日に、琵琶湖条例を施行し、その翌年の昭和56年(1981年)に7月1日を「びわ湖の日」と決定したことによるものです。

そこで、県民のみなさまに、今一度、「琵琶湖を守り、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐ」ために制定されたこの琵琶湖条例の趣旨について考えていただき、「りんを含む家庭用合成洗剤」(表示成分に「りん酸塩」と記載)を使用されないよう改めてお願いいたします。



担当：滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課
(琵琶湖条例) 環境管理担当 電話：077-528-3357
(びわ湖の日) 環境政策担当 電話：077-528-3354
E-mail：de00@pref.shiga.lg.jp

お知らせ 児童扶養手当のご案内

児童扶養手当は父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童の親などに対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

○児童扶養手当が支給される場合

手当を受けることができる方は、次のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで、または20歳未満で中度以上の障害のある児童）を養育している父、又は母です。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童（DV被害者含む）
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

注意：上記の要件に当てはまる方でも、手当が支給されない場合があります。



○手当が支給されない場合

- ①婚姻したとき（内縁関係、同居含む）
- ②親または養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ④児童が障害の父または母に支給されている公的年金の額の加算の対象となっているとき
- ⑤児童や親または養育者が日本国内に居住していないとき
- ⑥児童が父または母と生計を同じくしているとき
- ⑦平成15年4月1日時点において、離婚等の支給要件に該当してから5年が経過し、請求していないとき

○手当の額（月額 注意：平成24年4月から手当額が下記の額に変更されます）

- ・児童が1人の場合 全部支給 41,430円 一部支給 41,420円～9,780円
- （児童が2人目 5,000円加算 3人目以降の児童 3,000円加算）
- ※所得制限があり、支給額は所得に応じて決定されます。

○手当の支払いについて

4月、8月、12月の11日に前月分までが支給されます。

○申請に必要なもの（必要書類はそれぞれ異なりますので、担当までお問い合わせください。）

- ・戸籍謄本 ・世帯全員（同一住所地）の住民票
- ・通帳の写し ・印鑑
- ・居住証明になる書類（高熱水費の請求書や領収書、賃貸契約書など）

特別児童扶養手当のご案内

子どもの健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障害のある子どもを家庭で監護している父もしくは母などに対し支給される手当です。

○手当が支給される場合

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童を家庭で育てている方

○手当が支給されない場合

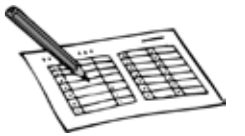
- ①児童や父もしくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園は除く）に入所しているとき

○手当の額（月額 注意：平成24年4月から手当額が下記の額に変更されます）

- 1級（重度障害） 50,400円
- 2級（中度障害） 33,570円
- ※所得制限が設けられています。

○申請に必要なもの（必要な書類はそれぞれ異なりますので、担当課までお問い合わせください。）

- ・戸籍謄本 ・世帯全員（同一住所地）の住民票
- ・通帳の写し ・印鑑 ・診断書



特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

在宅の著しく重度の障害者に対し、その重度の障害のために生じる特別な負担の手助けとして支給する手当です。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者	精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅障害者
手当額（月額）	26,260円 ※所得制限があります	14,280円 ※所得制限があります
支払い月	2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3か月分が支給	2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3か月分が支給
申請に必要なもの	診断書、世帯全員の住民票、戸籍謄本、印鑑、通帳等 ※必要な書類はそれぞれ異なりますので、担当課までお問い合わせください。	診断書、世帯全員の住民票、戸籍謄本、印鑑、通帳等 ※必要な書類はそれぞれ異なりますので、担当課までお問い合わせください。

平成24年度 甲良町乳幼児健診カレンダー

健診はお子さんの成長を知る大切なものですから、必ず受けるようにしましょう。
対象の月にこられなかった方は、翌月の健診日にお越しください。

☆健康診査に関するお問い合わせは
甲良町保健福祉センター ☎38-3314まで



	4か月健診 BCG 予防接種	中期離乳食教室 (試食があります)	10か月健診
受付時間	13:30~13:45	9:30~10:00	13:45~14:00
持ち物	母子手帳・質問票 BCG 予防票	母子手帳・質問票	母子手帳・質問票
平成23年 6月生			4月25日(水)
7月生			5月23日(水)
8月生		4月11日(水)	6月27日(水)
9月生		4月11日(水)	7月25日(水)
10月生		6月13日(水)	8月29日(水)
11月生	6月13日(水)	9月26日(水)	
12月生	4月25日(水)	8月8日(水)	10月24日(水)
平成24年 1月生	5月23日(水)	8月8日(水)	11月28日(水)
2月生	6月27日(水)	10月10日(水)	12月20日(木)
3月生	7月25日(水)	10月10日(水)	25年1月23日(水)
4月生	8月29日(水)	12月11日(火)	2月27日(水)
5月生	9月26日(水)	12月11日(火)	3月27日(水)
6月生	10月24日(水)	25年2月13日(水)	
7月生	11月28日(水)	2月13日(水)	
8月生	12月20日(木)		
9月生	25年1月23日(水)		
10月生	2月27日(水)		
11月生	3月27日(水)		

【実施場所】

甲良町保健福祉センター
多目的研修室

※日程については、変わることがありますので広報
こうらをご確認のうえ、お越しください



一年間大切に保管してね!



	1歳6ヶ月健診	2歳6ヶ月健診	3歳6ヶ月健診 (視力検査・検尿を実施します)												
受付時間	13:00~13:30	9:30~10:00	受付時間 13:00~14:00												
持ち物	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ	持ち物 母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ												
平成21年 9月生		5月17日(木)	平成20年 9月生 4月4日(水)												
10月生		5月17日(木)	10月生 4月4日(水)												
11月生		7月26日(木)	11月生 6月6日(水)												
12月生		7月26日(木)	12月生 6月6日(水)												
平成22年 1月生		9月13日(木)	平成21年 1月生 8月1日(水)												
2月生		9月13日(木)	2月生 8月1日(水)												
3月生		11月15日(木)	3月生 10月3日(水)												
4月生		11月15日(木)	4月生 10月3日(水)												
5月生		25年1月24日(木)	5月生 12月5日(水)												
6月生		1月24日(木)	6月生 12月5日(水)												
7月生		3月14日(木)	7月生 25年 2月6日(水)												
8月生		3月14日(木)	8月生 2月6日(水)												
9月生	4月17日(火)														
10月生	4月17日(火)														
11月生	6月19日(火)														
12月生	6月19日(火)														
平成23年 1月生	8月22日(水)														
2月生	8月22日(水)	<p>子育て相談 受付時間 9時30分~11時</p> <table border="1"> <tr> <td>4月 9日(月)</td> <td>10月 15日(月)</td> </tr> <tr> <td>5月 14日(月)</td> <td>11月 12日(月)</td> </tr> <tr> <td>6月 11日(月)</td> <td>12月 10日(月)</td> </tr> <tr> <td>7月 9日(月)</td> <td>平成25年 1月 21日(月)</td> </tr> <tr> <td>8月 6日(月)</td> <td>2月 18日(月)</td> </tr> <tr> <td>9月 10日(月)</td> <td>3月 11日(月)</td> </tr> </table>		4月 9日(月)	10月 15日(月)	5月 14日(月)	11月 12日(月)	6月 11日(月)	12月 10日(月)	7月 9日(月)	平成25年 1月 21日(月)	8月 6日(月)	2月 18日(月)	9月 10日(月)	3月 11日(月)
4月 9日(月)	10月 15日(月)														
5月 14日(月)	11月 12日(月)														
6月 11日(月)	12月 10日(月)														
7月 9日(月)	平成25年 1月 21日(月)														
8月 6日(月)	2月 18日(月)														
9月 10日(月)	3月 11日(月)														
3月生	10月16日(火)														
4月生	10月16日(火)														
5月生	12月18日(火)														
6月生	12月18日(火)														
7月生	25年2月19日(火)														
8月生	2月19日(火)														

包括支援
センター

～認知症になっても 安心して暮らせるまちづくりシンポジウム～

認知症の人と家族の会・副代表、小宮俊昭さんを講師に、シンポジウムを開催しました。
小宮さんの実際の介護についてビデオを鑑賞した後、参加者のみなさんとグループワークを行いました。



母は、今日も一人で留守番
をしています。
私が出かけるときは、紙に
書いておきます。
何度も読んで、その度に安
心して過ごしています。



私が生まれた日から
今日で34106日。
私が認知症と診断を受けた日から
今日で1388日。
1388/34106
認知症という病気になって過ぎた
日々も、私の人生の1ページに刻
まれています。しかし、それだけが
すべてではありません。
忘れてしまったことも多いけど、
34106日分の私があります。

【参加者の声】

- ・家族だけではなく地域ぐるみでケアできるように…。
- ・若い人たちにも伝えていかないといけないなあ。
- ・日中に活動してもらうように、介護保険のサービスを上手に使っていきといいな。



認知症の介護相談、行っています！

地域包括支援センター職員、グループホームらくらの介護支援専門員や認知症キャラバンメイトが、認知症や介護についての相談会

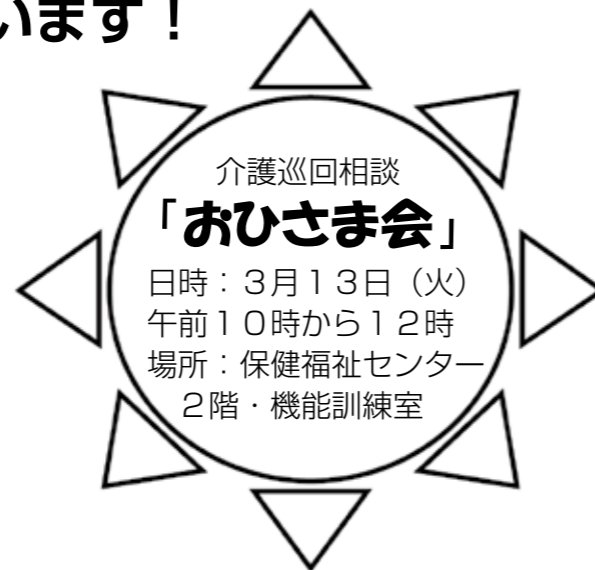
「おひさま会」を行っています。

相談は、無料で行っています。

どなたでも、お気軽にお越しください。

お問い合わせ・お申し込みは…

- ・地域包括支援センター (☎38-5161)
- ・デイサービスセンターけやき (☎38-8181)



★転倒予防教室のお知らせ★

3月の転倒予防教室のテーマは「体力測定・修了式」です。

開催日：Aグループ⇒1日・8日・15日・22日(木曜開催) 13:30～15:00

Bグループ⇒9日・16日(金曜開催) 10:00～11:30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム

参加費：1回 200円 (送迎を希望される方は、1回100円で利用できます)

包括支援
センター

はつらつだより

ライフサポートセンター ほっと館にある はつらつルームで身体を動かしませんか？
自分のペースで運動に取り組むことができます。

✿利用料✿

※利用対象者は甲良町在住の40歳以上の方となります。

40～64歳の方：200円

65歳以上の方：100円

✿場 所✿

ライフサポートセンター ほっと館

✿利用可能日✿

※利用時間は2時間です。

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	○	○	○	○	○
午後 13:00～17:00	○	△	○	○	△

△：15時半～17時までの
時間のみ利用可能です。

こんな運動効果がありました！

平成21年に筋力トレーニング教室に参加されたHさん。卒業されてからも週2回自主活動に参加され今年で3目になります。

運動継続の成果が姿勢写真からも見とれます!!

Hさん(80才)のコメント

写真を見比べて嬉しかったです。頑張
って続けて来て良かったです。前は猫背が
ひどく洗面所で鏡に自分の顔が映らな
かったのですが、今は自分の顔を鏡でみ
ることができます。これからも続けます。

【平成21年8月】 → 【平成24年1月】



背中の丸みが改善され、膝も伸びるようになり
姿勢がキレイになりました!!

ご不明な点等あれば、はつらつルームスタッフまたは

☎38-8282 (鈴木ヘルスケアサービスこうら)

☎38-5161 (甲良町地域包括支援センター)

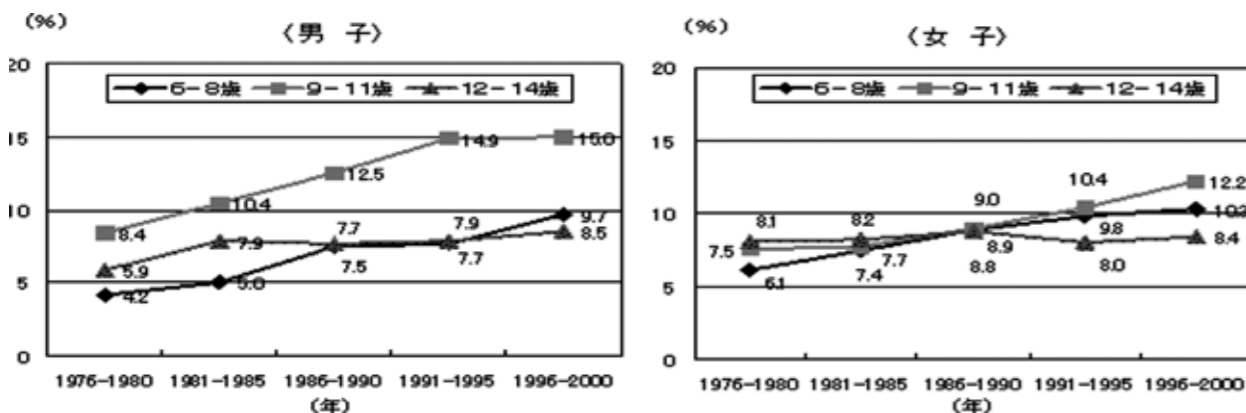
までお尋ねください。

保健
福祉課

子どもの肥満が増えています。

大人の太りやすい生活習慣は、子どもに影響します。家族みんなで生活習慣を見直してください。

<肥満児の割合の年次推移>



肥満児の増加と共に、子どものメタボリックシンドロームや生活習慣病も増えています。

腹囲 ÷ 身長 = 0.5 以上 ⇒ 子ども (6歳～15歳) メタボの黄色信号
(おへそ周り)

太りやすい生活習慣を身につけてしまうと、大人になってもその生活習慣を続けてしまい、年齢が高くなるほど、肥満を解消することが難しくなります。このため、大人になってからのメタボリックシンドロームや生活習慣病につながります。

<太りやすい生活習慣とは>

食生活 早食い、脂肪分・糖分の多い食事、栄養バランスの偏り、朝食の欠食、不規則なおやつ	運動習慣 室内遊び、長時間のテレビ・ゲーム、車での移動やエスカレーターの利用などによる運動不足	生活リズムや環境 夜間のおやつ、遅寝遅起、睡眠不足、不規則な食事、ストレス
---	---	---

1食分の脂質(油分)

和食 1食分 11g	カレーライス 22g	ハンバーグ 26.4g	チャーハン 32.6g	クッキー 9.1g	ポテトチップス 10.6g

<子どもの体力>

子どもの頃に活発に身体を動かすことは、病気を予防し、より健康な身体をつくれます。また身体を動かすことは身体づくりだけでなく、心や知性の成長発達とつながっていることもお忘れなく!

～家族みんなで生活習慣を見直し、子どもの未来を守りましょう～

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

保 全

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策について

農村地域における過疎化や高齢化、混在化などの進展に伴う農家の減少や、集落内の人と人のつながりの希薄化により、これまでの仕組みでは、食糧供給や豊かな自然環境、美しい景観、伝統文化といった農業農村の役割を發揮することがむずかしくなりつつあります。そこで、豊かな恵みを育む農村を良好な姿で次の世代に引き継ぐため、平成19年度から5年間「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」により、農地や農業用水、農村の豊かな自然環境を農家だけでなく様々な人たちの参加によって守る地域ぐるみでの共同活動や、これと一体的に行う環境こだわり農業を推進してきました。各組織の取組みについて紹介します。

【下之郷環境保全隊】



竹炭の製造（竹材の釜入れ）作業

【世代をつなぐ尼子協議会】



垂れ下がったヒメイワダレ草のカット

【金屋の水と緑を守る会】



これで大丈夫！農業組合で用水路の目地補修

【池寺農村まるごと保全隊】



河川の清掃に取り組みました

【長寺東地域農村環境保全対策協議会】



小学生による水質調査

【夢かんのんの郷横関を守る会】



子供たちによる水生生物の観察会

※平成24年度からも引き続き対策に取り組んでいきます。

募 集

自衛官募集のお知らせ

募集種目	概要	応募資格	受付時期	試験日
自衛隊一般幹部候補生	採用後、約1年間の教育を受けた後、幹部自衛官に任官。	平成25年4月1日現在22歳以上26歳未満の方	平成24年2月1日～平成24年4月27日	1次試験 平成24年5月12日 2次試験 平成24年6月中旬
予備自衛官補（一般公募）	3年以内に50日間の教育訓練を受けた後に予備自衛官に任官。	平成24年7月1日現在18歳以上34歳未満の方	平成24年1月11日～平成24年4月4日	平成24年4月13日～16日の間の1日
予備自衛官補（技能公募）	2年以内に10日間の教育訓練を受けた後に予備自衛官に任官。	受験資格年齢、対象国家資格等の問い合わせは地域事務所まで	平成24年1月11日～平成24年4月4日	平成24年4月13日～16日の間の1日

【問合せ先】 彦根市旭町1-24 田中ビル2nd 1F 自衛隊滋賀地方協力本部 彦根地域事務所
TEL 0749-26-0587 (FAXも同じです)
H P http://www.mod.go.jp/pco/shiga/ Mail biwahiko@alto.ocn.ne.jp



交通安全

交通ルール・マナーを守りましょう

新入学（園）児の交通事故防止運動 期間：3月15日（木）～4月15日（日）

子どもを交通事故から守るために
おとうさん、おかあさんへ

- ① 子どもといっしょに通学路を歩いてみましょう！
- ② 余裕を持って、送り出してあげましょう！
- ③ 横断するとき、「止まる・見る・待つ」を習慣づけましょう！

保育園で行われた交通安全教室の様子



楽しく交通ルールを勉強しました。手を上げて横断歩道を渡ります。

高齢者事故が多発しています！

最近、滋賀県下及び彦根警察署管内では高齢者が関係する交通死亡事故が多発しています。そこで、自動車運転者の皆さんや高齢者の皆さんにお願いします。

運転者のみなさんへ

高齢者は加齢に伴い、視力、聴力、判断力が、若いころと比べ低下していることを念頭において、次のことにご注意ください。

- ◆高齢者を見かけたら、その動きに注意し、減速・徐行し、とっさの動きに備えましょう。
- ◆場合によっては進路を譲るなど思いやり運転を心がけましょう。

高齢者のみなさんへ

悲惨な交通事故を防ぐため、次のことに心がけましょう。

- ◆夜間の外出は、白や黄色などの目立つ色の服装、または「反射タスキ」などの反射材を身につけ、ドライバーから見やすい工夫をしましょう。
- ◆道路を横断する時は、左右の安全を確認し、車がこないことを確認して、まっすぐに横断しましょう。
- ◆「車の方で止まってくれるだろう」と思うのではなく、「止まってくれないかもしれない」と考え方を変えましょう。
- ◆慣れた道でも、必ず左右の安全確認をしましょう。

高齢者交通安全教室実施中！

老人会の定例会やふれあいサロンを利用して、交通安全教室を開いてみませんか？日時については、事前に電話連絡などでご相談ください。

【問合せ先】 彦根警察署 交通企画係 ☎0749-27-0110(代) 彦根市古沢町660番地3

お知らせ

有害鳥獣駆除の実施について

イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの農作物・森林被害を守るために有害鳥獣駆除を実施します。

実施日 平成24年3月18日（日）・25日（日）
実施時間 9:00～17:00
実施場所 正楽寺・池寺・長寺山林

※山林にお入りの際はご注意をお願いします。

【問合せ先】 甲良町役場 産業課 ☎38-5069

防災 消防署だより 犬上分署 (☎ 38-3130)

意識を失った人の応急手当

誰かが突然倒れるところを目撃したり、倒れている人を発見した時は、その人の意識を確認します。ただし、倒れている人に近寄る前に周囲の安全を確認する必要があります。

(意識の確認と呼びかけ)

「大丈夫ですか？」や「もしもし」などと問いかけながら倒れている人の肩を軽く叩きます。



反応の確認

(119番通報とAEDの手配)

倒れている人に意識がなく反応もない場合、「誰か来て！」と大声で人を集め、「あなたは119番に連絡してください」、別の人には「あなたはAEDを持ってきてください」と具体的に指示してください。

(気道確保・呼吸観察)

倒れている人の気道を確保し、自分の耳を倒れている人の口に近づけて息をしているか確認します。倒れている人の胸の動きや呼吸の音、空気の流れを自分の「ほほ」に感じて確認をしてください。



「見て」「聞いて」「感じて」確認する

正常な呼吸（普段どおりの呼吸）がある場合は、気道の確保を続けるか回復体位にして救急車の到着を待つ。この時、呼吸の観察をしっかりと続けてください。



回復体位

(人工呼吸)

呼吸をしていない場合、人工呼吸2回行ないます。息は倒れている人の胸が上がるのが見てわかる程度の量を約1秒間かけて吹き込みます。



胸が持ち上げるのを確認する

(胸骨圧迫)

2回の人工呼吸が終わったら、ただちに胸骨圧迫を開始します。

胸の真ん中を、胸が4~5cm程度沈む強さで圧迫しま



胸骨圧迫の姿勢

す。また、1分間に100回のテンポで連続30回絶え間なく行ないます。

(AED到着)

AEDが到着したら電源を入れ音声メッセージに従います。



AEDの電源を入れる

(電極パッドを貼る)

電極パッドを取り出し、倒れている人の胸に貼り付けます。

手当てをする人が二人以上いる場合は、電極パッドを貼る間も心肺蘇生を続けます。



電極パッドを貼り付ける位置

(倒れている人から離れる)

電極パッドを正しく貼り付けると、機械が患者から離れるように音声で指示します。電気ショックを与える必要があるかどうかを判断するために、機械が自動的に心電図の解析を始めます。他の人が患者に触れていると正しい解析ができません。



解析中は音声メッセージに従って離れる

(ショック)

心電図の解析が終わり電気ショックが必要と判断されれば、通電ボタンを押すように機械から音声で指示がでます。その指示に従って通電ボタンを押してください。この際も必ず他の人は患者に触れないでください。

直接患者に触れていると感電する危険があります。

(胸骨圧迫)

電気ショックの後は、すぐに心肺蘇生を再開します。

心肺蘇生を再開して2分経過したら機械が患者から離れるように指示を出し、再度心電図の解析を始めます。

以後、機械のメッセージに従ってください。



ただちに胸骨圧迫を再開

老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策について

消防庁では、この報告を踏まえ、「消火器の技術上の規格を定める省令」の改正等を行うとともに、関係行政機関、事業者団体、メーカー等と連携して、速やかに取組を進めることとしています。

〈今後講ずべき安全対策のイメージ〉

消火器本体の表示を充実
・安全上の注意事項
・メーカー連絡先
・設計標準使用期間 等

点検基準の内容の充実
・加圧式・蓄圧式の特性を踏まえた内部点検の周期の見直し
・長期使用品に関する水圧試験の導入 等

関係事業者及び消防機関による注意喚起
・住民団体等と連携した広報啓発活動
・事業所における法定点検の実施徹底

より危害を生じにくい消火器の普及促進
→蓄圧式への切替え(十分な供給量の確保、コスト低減等)

廃消火器リサイクルシステムの周知
・消火器の適切な選択
・専門業者による回収・廃棄処理

老朽化消火器の回収の受け皿の確保・定着
・リサイクルシステムの体制確保
・ゴミカレンダー等への掲載 等

人権課 平成24年度特設人権なんでも相談所開設日程

町民一人ひとりが、人権問題の正しい理解と認識をもとに人権を守るための各種活動を行っています。その活動の一つとして、甲良町も特設の人権相談員を設置し、3名(上野・小林・上田)の人権擁護委員さんが様々な人権問題について相談に応じています。

◎設置場所 甲良町保健福祉センター2階相談室

月 日	曜日	時 間	担当委員	備 考
4月2日	月	13:00~16:00	上野 初子	
5月7日	月		小林三津廣	
6月1日	金		上田 徳正	委員の日
7月2日	月		上野 初子	
8月6日	月		小林三津廣	
9月3日	月		上田 徳正	同和問題啓発強調月間
10月1日	月		上野 初子	
11月5日	月		小林三津廣	
12月3日	月		上田 徳正	12/4 から人権週間
1月7日	月		上野 初子	
2月4日	月		小林三津廣	
3月4日	月		上田 徳正	

年金

年金からのお知らせ

こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なお知らせ	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑	役場住民課
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合は除く。)	・印鑑 ・年金手帳	役場住民課
配偶者に扶養されていたが、配偶者が 厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 ・年金手帳	役場住民課

- ・第1号被保険者 自営業者、学生、フリーター、無職の方など
- ・第2号被保険者 会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

【問合せ】 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

お知らせ

し尿収集カレンダー【平成24年4月】

◎これまで「し尿カレンダー」は対象家庭に送付されていましたが、今後は「広報こうら」での掲載となります。ご注意ください。

日(曜日)	午前	午後
2日(月)	呉竹①・小川原①	不定期
3日(火)	呉竹①・小川原①	呉竹①・小川原①
4日(水)	呉竹①・小川原①	呉竹①・小川原①
6日(金)	尼子①・小川原①	尼子①・小川原①
9日(月)	長寺西①・長寺東①	不定期
10日(火)	下之郷①・在士①・法養寺①	下之郷①・法養寺①
11日(水)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
13日(金)	池寺①・北落①・横関①・金屋①・正楽寺①	池寺①・北落①・金屋①・正楽寺①
16日(月)	呉竹②	不定期
17日(火)	呉竹②・小川原②	呉竹②・小川原②
18日(水)	呉竹②・小川原②	呉竹②・小川原②
20日(金)	尼子②・小川原②・下之郷②	尼子②・小川原②・下之郷②
23日(月)	長寺西③・長寺東③	不定期
24日(火)	呉竹③・小川原③・下之郷①・法養寺①	呉竹③・小川原③
27日(金)	北落③・横関③・金屋③・正楽寺③	北落③・金屋③・正楽寺③・①

※土・日・祝祭日は定休日。
 ※「不定期」でお申込みの方は、原則として「不定期日」での収集。
 ※①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でお申込み分の収集。
 ※1ヶ月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落①の日、2回目を1回目の約15日後に収集。
 クリーンライフ湖東 ☎35-5205

4月ジュニアスイミング教室 大募集! 4歳~未就学児 大歓迎!!

プール
&
お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://koura.izumi21.net/>

3月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					教室日	教室日
4	5	6	7	8	9	10
		休館日	教室日		教室日	教室日
11	12	13	14	15	16	17
		休館日	教室日		教室日	教室日
18	19	20	21	22	23	24
		休館日	教室日		教室日	教室日
25	26	27	28	29	30	31
		休館日	教室日			

■ 休館日

4月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		休館日	教室日		教室日	教室日
8	9	10	11	12	13	14
		休館日	教室日		教室日	教室日
15	16	17	18	19	20	21
		休館日	教室日		教室日	教室日
22	23	24	25	26	27	28
		休館日	教室日		教室日	教室日
29	30					
						■ 休館日

■ 休館日

水泳教室生徒募集中

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

曜日・時間	対象	定員	受講料
水曜日 午後5時~6時	4歳~未就学児	40名	4,000円
水曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	40名	
金曜日 午後5時~6時	小学1~2年生	40名	
金曜日 午後6時~7時	小学3~4年生	40名	
土曜日 午後3時~4時	4歳~未就学児	40名	
土曜日 午後4時~5時	小学1~2年生	40名	
土曜日 午後5時~6時	小学3~4年生	40名	
土曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	40名	

※予約は数名なら入会可能なこともありますので、詳しくは下記の問合せ先までご連絡下さい。

成人スイミング教室 [中学生以上]

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。

曜日・時間: 水曜日 午後1時30分~2時30分 又は 土曜日 午後7時~8時
 定員: 各教室30名 受講料: 4,400円

健康塾 [中学生以上]

泳ぐのではなくプールの中で歩いたり、体操したりする水中運動です。
 曜日・時間: 金曜日 午後1時30分~2時30分 定員: 30名 受講料: 3,000円

ウキウキウォーキング [中学生以上]

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。
 曜日・時間: 金曜日 午後7時30分~8時30分 定員: 30名 受講料: 3,000円

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。

【問合せ】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

せせらぎ農産物直売所

＜営業日時＞ 年中無休 (ただし12月31日~1月3日は休み)
 ※9時~18時(冬期(11月~3月)は9時~17時)

＜電話番号＞ 38-2744

スタンプカード(500円=1点)で20点集めて素敵なプレゼントを進呈中

水と土と太陽の恵み

行政相談日(第4火曜日)

3月27日(火) 10時~12時
 保健福祉センター2階 相談室
 相談内容 ①医療保険・年金
 ②道路 ③生活保護
 ④郵政 ⑤雇用など

ひこね市文化プラザ 3月のオススメイベント情報

宝塚歌劇 花組公演
ミュージカル・ロマン
長い春の果てに
Based on the film "THE AMIGOUT" by Alexandre Arcady
原簿: アレクサンドル・アムグット 脚本・演出: 石田昌也
レビュー・ファンタジー
カノン
Our Melody
5月24日(木)
昼の部 13:30開場 14:00開演
夜の部 17:30開場 18:00開演
[全席指定] グランドホール
一階席 7,000円
二階席 5,500円
※3歳以上有料(2歳以下は入場不可・観上座席不可)

WORLD MUSIC TRIP vol.15
フィンランド・コンサート
フリック
FINLAND
2012.4.7 SAT @メッセホール
open 18:00 start 19:00
北欧の伝統を受け継ぐフィンランド・ミュージック。
陽気でハツラツなストリングス・エンターテインメント!
チケットのご予約・お問合わせ
ひこね市文化プラザチケットセンター
0749-27-5200
インターネットでの申し込みも、チケット購入は
<http://bunpla.jp/>

[全席自由]
一般 ¥3,900
SP会員 ¥2,000
■ Iクラブメンバー価格 ¥3,300

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

3月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	23日(金)	13:00～13:30	H23年11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	23日(金)	13:30～14:00	H23年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
成分献血	28日(水)	10:00～15:00	登録されている方	献血カード

4月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6ヶ月健診	4日(水)	13:00～14:00	H20年9月10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
子育て相談	9日(月)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
ポリオ予防接種	10日(火)	13:15～14:00	3ヶ月～7歳6ヶ月未満で2回接種できていない児 ※BCG予防接種が優先されますので、接種間隔にご注意ください。	母子手帳・予診票
中期離乳食教室	11日(水)	9:30～10:00	H23年8月9月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

■ 問合せ 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

ひとのうごき

< >内は前月との比較 H24.2.1 現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,728	<-3>	512	2,383	833
女	4,056	<-7>	504	2,371	1,181
合計	⑦7,784	<-10>	1,016	4,754	⑧2,014
世帯数	2,535	<±0>	⑧÷⑦=高齢化率 25.87% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

2012年(平成24年)3月号
通巻第391号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は3月9日(金)・23日(金)

午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

①住民票

②戸籍(婚姻・出生・死亡など)

③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合せ 住民課 住民係 ☎38-5063